

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）

件 名 東京国際空港西側エプロン照明灯改良工事

開 札 年 月 日 令和3年3月30日 （落札決定日 令和3年4月26日 ）

入札執行官署 東京航空局

落 札 金 額 ￥ 147,400,000 -

落 札 者 三栄電気工業株式会社

予 定 価 格 ￥ 193,710,000 -

積 算 額 ￥ 193,710,000 - 入札書比較価格（予定価格の100/110） ￥ 176,100,000 -

調 査 基 準 価 格 ￥ 178,211,000 - 調 査 基 準 価 格 の 100/110 ￥ 162,010,000 -

基 準 評 価 値 56.785

低入札価格調査実施済 第1回 落札

入札参加者	評価点 (満点 150点)	第1回入札			第2回入札			摘 要
		入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	
三栄電気工業株式会社	117.5	134,000,000	87.686	○				第1回 落札
東芝プラントシステム株式会社	148.0	170,500,000	86.803	○				
富士興業株式会社	142.0	167,000,000	85.029	○				
国光施設工業株式会社	142.0	172,500,000	82.318	○				
株式会社万代電気工業	-	190,000,000	-					

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。
※ 予定価格（入札書比較価格）の範囲内の入札金額であり、評価値の最も高い者を落札者とする（なお、その範囲に満たない入札金額の場合は、各点数を表示しない。）。
※ 評価値は、評価点を各回入札の入札金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

評価点内訳（施工能力評価型Ⅰ型）

件名： 東京国際空港西側エプロン照明灯改良工事

[illegible]

低入札価格調査の実施概要

工 事 名：東京国際空港西側エプロン照明灯改良工事

調査を実施した業者名・住所：三栄電気工業株式会社 東京都渋谷区東2-29-12

項 目	内 容
① その価格により入札した理由	入札者は、大阪航空局発注の工事受注実績はあるが、東京航空局の受注実績が少ないため東京航空局の工事受注実績を増やす営業戦略を掲げている。 今般の入札にあたり、当該工事の時期が入札者にとって比較的受注する工事が少ないため人員を充当しやすいことから本工事に対する受注意欲が高い。 また、主要な材料調達に関して15年以上の長期的に取引関係のある会社に一括購入で現金取引を行うことで安価に調達が出来ることにより、当該価格で入札を行ったとのことである。
② 契約対象工事付近における手持工事の状況	契約対象工事現場付近及び契約工事に関連する手持工事が無いことを確認した。
③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況	契約対象工事現場付近及び契約工事に関連する手持工事が無いことを確認した。
④ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）	入札者事業所から工事箇所まで電車で30分程度の距離にあり、交通費に係る経費を低減できるとのことであった。
⑤ 手持資材の状況	本工事において必要な手持資材は無いとのことであった。
⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係	各資材の購入先は入札者と15年以上取引がある協力会社であり、資材費の低減が可能であり、購入資材の型番等から材料の質、性能等が低下する恐れはない。
⑦ 手持機械数の状況	該当資材無し。
⑧ 労務者の具体的供給見通し	配置人員として道路照明灯工事経験のある電気工事士を配置する計画であり、労務者の確保、配置計画共に問題がないことを確認した。なお、作業員の労務単価は東京都の最低賃金を下回っていないことを確認した。
⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者	関西国際空港ケーブル布設その他工事／大阪航空局
⑩ 経営内容	調査対象者は当局発注の業務を受注しており特に問題はない。
⑪ 1から10までの事情徴収した結果についての調査検討	価格設定にあたって、工事数量は適切に計上されている。主要材料であるLED投光器等を15年以上継続的な取引関係にある協力会社から購入することで、費用の低減を図っているが型番等から材料の質が低下する恐れはない。 労務者の確保の面において、当局積算の307人と比較し約150人（48%）を軽減するために、工事箇所に近い事業所から自社の社員中心で施工する等、低減を考えている。 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の間接費について当局積算と入札者の価格に差があるが、調査の結果、公共工事共通費積算基準の経費率により計上した結果であり、おおむね妥当な範囲と考えられる。 よって、当該調査者の入札を有効とする。
⑫ 公共工事の成績情報	過去の実績において概ね良好に施工されている。
⑬ 経営状況	特に問題なし。
⑭ 信用状況	特に問題なし。
⑮ その他の必要事項	特になし。